

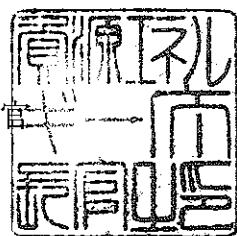
経済産業省

平成17・07・25資庁第2号

ガス料金情報公開ガイドライン（平成13年3月30日平成13・03・12資庁第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

平成17年9月5日

経済産業省資源エネルギー庁長官



○ガス料金情報公開ガイドライン 新旧対照表

		備考
新	旧	
		<p>ガス料金情報公開ガイドライン</p> <p>ガス料金情報公開ガイドライン</p>

平成17年9月5日
資源工エネルギー庁

平成13年3月30日
資源工エネルギー庁

新	第1章 総則	日	備考
	<p>1. 本ガイドライン制定の前提となる環境の変化</p> <p>(1) 公共料金全体としての要請</p> <p>近年、公共料金については、料金算定に係る行政プロセスの透明化や料金の妥当性を確認するための情報等を十分かつ分かりやすく公開することが一層強く求められており、物価安定政策会議^(※1)の場においても、情報公開のについて検討が行われたところである。こうした流れの中で、ガス料金（一般ガス事業及び簡易ガス事業の料金）についても情報公開の充実が一層求められている。</p> <p>※ 1 物価安定政策会議は、特別部会公共料金情報公開検討委員会において、公共料金の情報公開の推進に係る検討を行い、平成12年6月に「公共料金分野における事業機関的な情報公開ガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、8月の総会に報告された。</p> <p>(2) 行政手法の転換</p> <p>平成11年のガス事業制度改革^(※2)は、事前介入的・裁量型行政から事後監視型・ルール遵守型行政への行政手法の転換の大きな流れの中に位置付けられており、ガス料金の設定のあり方も、経営の自主的判断が一層重視されることとなった。これに伴い、経営効率化等に係る一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の責任は一層明確化され、より厳しく問われるところとなつた。</p> <p>また、今般のガス事業制度改革^(※3)では、すべての一般ガス事業者に対し託送供給義務が課せられたこと、加えて国産天然ガス事業者など一般ガス事業者以外の者で、自らが維持し、及び運用する特定導管によるガスの供給を行う事業者を、新たに「ガス導管事業者」と位置づけ、一般ガス事業者と同様の託送供給義務を課すこととなつた。</p> <p>※ 2 平成11年2月1日の総合エネルギー調査会都市燃エネルギー一部会中間報告等を受け、第145回通常国会において、ガス事業法改正案が成立。平成11年11月19日に施行。</p> <p>※ 3 平成15年2月20日の総合エネルギー調査会都市燃エネルギー一部会報告等を受け、第156回通常国会において、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案が成立。ガス事業法改正については平成16年4月1日に施行。</p>		

備考	新	日	2. 本ガイドラインの基本的考え方・意義
			<p>(1) 基本的考え方</p> <p>以上の環境変化を踏まえれば、<u>今般の制度改革の一環として</u>、積極的に情報公開を進めるに当たっては、</p> <p>①まず、行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。</p> <p>②また、ガス事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>以上の環境変化を踏まえれば、<u>今般の制度改革の一環として</u>、積極的に情報公開を進めるに当たっては、</p> <p>①まず、行政は、料金設定のプロセスを透明化するために、料金算定のルールを予め明確化し、これを公開することが必要である。</p> <p>②また、ガス事業者の自主的経営判断が重要になることに伴い、その説明責任が明確化されることが必要であるが、そのためには、事業者からも十分な情報が公開されることが必要である。</p> <p>(2) 意義</p> <p>本ガイドラインによって、</p> <p>①公開される情報の範囲について一定の水準が担保され、例えば、公開された情報をもとに料金算定のルールに従って算定を行えば、第三者が料金設定の適正性の確認や料金の妥当性の事後的評価を行うことが可能となる。</p> <p>②また、これにより事業者の責任の明確化が図られ、一層の自主的効率化努力がなされることが期待される。</p> <p>※4 例えば、「一般ガス事業供給約款料金算定期制規則」等に基づいて整理され、事業者から行政に提出された情報は、原則全て公開となることとなる。</p> <p>※5 以下のような情報を入手することが可能になる。</p> <p>①「一般ガス事業供給約款料金算定期制」等や事業者の定める算定方法等の料金算定期制</p> <p>②「一般ガス事業供給約款料金算定期制規則」等に定める財務諸表により明らかになる各予想原価額</p> <p>③「ガス事業会計規則」に定める財務諸表により明らかになる、各費用実績等</p> <p>これにより、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のルールに従って、③のデータを算定すれば、料金の妥当性の事後的評価が可能となる。 ・②と③を比較すれば、各原価の乖離率を知ることが可能となる。 ・①のルールに従って、③のデータを算定すれば、料金の妥当性の事後的評価が可能となる。

新	日	備考
<p><u>※6 情報公開法における「不開示情報」の例</u></p> <p>第5条第2項イ 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」</p> <p>第5条第2項ロ 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの」</p>	<p><u>※7 情報公開法における「不開示情報」の例</u></p> <p>第5条第2項イ 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」</p> <p>第5条第2項ロ 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの」</p>	

卷之二

一般ガス事業における規制対象別の公開情報一覧

(註) ① 告白の費用は、会員の直前に掲げられた額である。

新	旧	備考
(参考3) ガス導管事業における規制対象別の公開情報一覧		
規制の対象	新規参入者のための制度	内部組合組織の基盤上
規制の性質	証送供給契約	証送取扱文
①行业的なルール [公営が公営]	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業法施行規則第16条第1項第1号に規定する金算定規則 ・ガス事業法施行規則第16条第1項第2号に規定する金算定基準 ・ガス事業法施行規則第16条第1項第3号に規定する金算定基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則第16条第1項第1号の規定による金算定規則
行政レベルの規制と事業者との対応方法		
②妥当性チェックに必要な [公営が公営]	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則、ガス事業法施行規則第16条第1項第1号に定める金算定規則に基づて事業者がから提出される金算定書等 ・金算定書等に記載された内容 ・金算定ルールに該当するための数値 	
資金の公正の確認見込 [公営]		
資金の妥当性の確認評議会 [公営]	<ul style="list-style-type: none"> ・証送供給契約 ・証送取扱文 ・金算定書等を提出している事業者 ・金算定書等の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・証送供給契約 ・証送取扱文 ・金算定書等の算定方法 ・事業者の算定方法
③事業者による監査評議会 [事業者が公営]		
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のための算定方法の妥当性 ・原価(原資)算定の正確性 ・原価(原資)算定の透明性を保証するための再算定を行わない理由

備考	日	新
<p>(1) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガス事業会計規則の規定に基づき事業者から提出された事業年度毎の財務諸表</u>（以下「財務諸表」という。） <p>※ なお、ここで得られた情報を、一般ガス事業供給料金算定期則においては、初めて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、料金の妥当性の事後的評価を行うことが可能となる。</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款 ・財務諸表 ・有価証券報告書（有価証券報告書を作成している事業者、以下同じ） ・商法上の計算書類 <p>ウ、事業者による自主的説明</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス事業供給料金算定期則に従つて届け出られた事業者ルールに則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。<u>【新規】</u> ・届出による供給約款変更においては内部留保の自由度等が容認されることとなるが、その内容やその目的等については、例えば、料金改定期間効率化目標発表時、決算発表時など、各事業者が、その内容を説明する上で最も適切と考へる時期に、その内部留保等が需要家の利益に資するものであることを、需要家に対して説明する。<u>【新規】</u> ・原価（原資）算定期間設定の理由について説明する。 ・原価（原資）算定期間を超えても料金改定期間を定めることの理由を需要家に対して説明する。<u>【新規】</u> 		

新	旧	備考
<p>③託送供給約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・<u>ガス事業託送供給約款料金算定期則</u> ・<u>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準</u> ・事業者から届け出られた<u>託送供給約款料金算定期則のための事業者の定める算定方法</u>の全て <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報 (行政)</p> <p>(7) 託送供給約款の届出（変更届出）時に、<u>ガス事業託送供給約款料金算定期則</u>に従って事業者から提出された資料等について変更命令を発動した場合は、その处分の内容について説明する。</p> <p>(7) 料金設定の適正性の確認（見込み値）</p> <p>・事業者から提出された託送供給約款料金算定期ルールに代入するための数値</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「<u>ガス事業託送供給約款料金算定期則</u>」においてはめにあてはめて計算すれば、料金算定期の過程を追うことができ、料金算定期の適正性の確認が可能となる。</p> <p>(4) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）</p> <p>・財務諸表</p> <p>※ なお、ここで得られた情報を、「<u>ガス事業託送供給約款料金算定期則</u>」においてはめにあてはめて計算すれば、現行料金との乖離幅を知ることができ、料金の妥当性の事後的評価を行うことが可能となる。</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款 ・財務諸表 ・有価証券報告書 ・商法上の計算書類 	<p>③接続供給料金に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・接続供給約款料金算定期要額【新規】 ・接続供給約款の変更命令発動基準（仮称）【新規】 ・指定一般ガス事業者から届け出された接続供給約款料金算定期のための事業者ルールの全て【新規】 <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報 (行政)</p> <p>(7) 接続供給約款の届出（変更届出）時に、接続供給約款料金算定期ルールに従つて指定一般ガス事業者から提出された資料等【新規】</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「接続供給約款料金算定期要額」においてはめに代入するための数値【新規】</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「接続供給約款料金算定期要額」においてはめに代入するための数値【新規】</p> <p>(4) 料金設定の適正性の確認（見込み値）</p> <p>・指定一般ガス事業者から提出された接続供給約款料金算定期ルールに代入するための数値【新規】</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「接続供給約款料金算定期要額」においてはめに代入するための数値【新規】</p> <p>(4) 料金の妥当性の事後的評価（実績値）</p> <p>・ガス事業会計規則別表第3で規定される事業年度毎の財務諸表 【新規】</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「接続供給約款料金算定期要額」においてはめに代入するための数値【新規】</p> <p>※ なお、ここで得られた情報は、「接続供給約款料金算定期要額」においてはめに代入するための数値【新規】</p> <p>(指定一般ガス事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続供給約款【新規】 ・ガス事業会計規則による財務諸表 ・有価証券報告書 ・商法上の計算書類 	

新	旧	備考
<p>(4) 部門別収支に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政) • <u>ガス事業部門別収支計算規則</u></p> <p>イ. 収支の妥当性のチェックに必要な情報 (行政) • 事業者から届け出られた部門別収支計算のための事業者の定める算定方法の全て • 決算時に、<u>大口需要部門に当期純損失が生じた場合は、その事業者名及び純損失額</u></p> <p>(事業者) • 大口需要部門に当期純損失が生じた場合は、その理由を説明する。<u>【新規】</u></p>	<p>(4) 部門別収支に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政) • <u>ガス事業会計規則</u></p> <p>イ. 収支の妥当性のチェックに必要な情報 (行政) • 事業者が届け出られた部門別収支計算のための事業者ルールの全てで【新規】 • 決算時に、<u>事業者の自由化部門の収支が赤字であった場合は、その赤字額と事業者名</u> <u>【新規】</u></p> <p>(事業者) • 自由化部門が赤字の場合は、その理由を説明する。<u>【新規】</u></p>	

新	日	備 考
<p>(2) 簡易ガス事業関係 ①供給約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール(その一環としての事業者の定める算定方法を含む)。</p> <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・簡易ガス事業供給約款料金算定期則 ・簡易ガス事業料金算定期則 ・簡易ガス事業供給約款料金審査要領 ・ガス事業会計規則 <p>ウ. 料金の妥当性の確認(見込み値)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款の認可(変更認可)又は変更届出時に、簡易ガス事業者 ・簡易ガス事業供給約款料金算定期則 ・供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。【新規】 <p>(エ) 料金設定の適正性の確認(見込み値)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から提出されたガス料金原価計算書【新規】 ※ ガス料金原価計算書が公開されることにより、例えば、原価算定期に用いる原料費、労務費、修繕費等の原価項目ごとの費用の額やその割合がどの程度の水準であるかといった原価の構成を知ることができます。 <p>(オ) 料金の妥当性の事後的評価(実績値)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則に従つて事業者から提出された事業年度毎の収支計算報告書(以下「収支計算報告書」という。)【新規】 ※ なお、提出された情報を、供給約款料金算定期則においてはめて計算すれば、現行料金との乖離額を知ることができ、料金の妥当性の事後の評価を行うことが可能となる。 <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款 ・収支計算報告書 ・有価証券報告書 ・商法上の計算書類 	<p>(2) 簡易ガス事業関係 ①供給約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール(その一環としての事業者ルールを含む)。以下同じ。)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・簡易ガス事業料金算定期則 ・簡易ガス事業供給約款料金審査要領 ・供給約款の変更命令基準(仮称)【新規】 ・ガス事業会計規則 <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款の認可(変更認可)又は変更届出時に、簡易ガス事業者 ・簡易ガス事業供給約款料金算定期則 ・供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。【新規】 <p>(エ) 料金設定の適正性の確認(見込み値)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から提出されたガス料金原価計算書【新規】 ※ ガス料金原価計算書が公開されることにより、例えば、原価算定期に用いる原料費、労務費、修繕費等の原価項目ごとの費用の額やその割合がどの程度の水準であるかといった原価の構成を知ることができます。 <p>(オ) 料金の妥当性の事後的評価(実績値)</p> <p>(行 政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則に従つて事業者から提出された事業年度毎の収支計算報告書(以下「収支計算報告書」という。)【新規】 ※ なお、提出された情報を、供給約款料金算定期則にあてはめて計算すれば、現行料金との乖離額を知ることができ、料金の妥当性の事後の評価を行うことが可能となる。 <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給約款 ・収支計算報告書 ・有価証券報告書 ・商法上の計算書類 	

新	旧	備考
<p>②選択約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政) ・ガス事業法施行規則 ・簡易ガス事業ガス料金算定期要領</p> <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報 (行政) ・選択約款の届出(変更届出)時に、ガス事業法施行規則や<u>簡易ガス事業ガス料金算定期要領</u>に従つて事業者から提出された資料等【新規】 ・選択約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。【新規】</p> <p>ウ. 事業者による自主的説明 (事業者) ・選択約款</p> <p>エ. 事業者による自主的説明 (事業者) ・選択約款設定時にはその趣旨、目的等を説明する。【新規】 ・新たな選択約款の開発に資するため、需要家の意見を適宜把握し、それを踏まえ検討状況等について説明する。</p>	<p>②選択約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール (行政) ・ガス事業法施行規則 ・簡易ガス事業ガス料金算定期要領【新規】 ・選択約款の変更命令発動基準(反称)【新規】</p> <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報 (行政) ・選択約款の届出(変更届出)時に、ガス事業法施行規則や<u>簡易ガス事業ガス料金算定期要領</u>【新規】 ・選択約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。【新規】</p> <p>ウ. 事業者による自主的説明 (事業者) ・選択約款</p> <p>エ. 事業者による自主的説明 (事業者) ・選択約款設定時にはその趣旨、目的等を説明する。【新規】 ・新たな選択約款の開発に資するため、需要家の意見を適宜把握し、それを踏まえ検討状況等について説明する。</p>	

新	旧	備考
<p>(3) ガス導管事業関係</p> <p>①託送供給約款に係る情報</p> <p>ア. 行政の定めるルール</p> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業託送供給約款料金算定期則 ・ガス事業大臣の处分に係る審査基準 ・事業者等に基づく経済産業大臣のための事業者の定める算定期則 ・事業者から届け出られた託送供給約款料金算定期則 ・事業者から届け出られた託送供給約款料金算定期則の定める算定期法の全て <p>イ. 料金の妥当性のチェックに必要な情報</p> <p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款の届出(変更届出)時に、ガス事業託送供給約款料金算定期則 ・託送供給約款に従つて事業者から提出された資料等 ・託送供給約款について変更命令を発動した場合は、その処分の内容について説明する。 <p>(7) 料金設定の適正性の確認(見込み値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者がから提出されたガス事業託送供給約款料金算定期則に代入するための数値 <p>※ なお、ここで得られた情報を、「ガス事業託送供給約款料金算定期則」においてはめて計算すれば、料金算定期の適正性の確認が可能となる。</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款 ・財務諸表 ・有価証券報告書 ・商法上の計算書類 <p>ウ. 事業者による自主的説明</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業託送供給約款料金算定期則に従つて届け出られた事業者の定める算定期法に則して算定した部分については、その妥当性につき説明する。 ・原価算定期間設定の理由について説明する。 ・託送供給約款料金算定期のための原価算定期間を超えてもなお、費用の再算定を行わない場合には、当該事業者が最も適当と考える場において、その理由を説明する。 		

新	日	備考
第3章 情報公開の方法		
1. 「相談窓口」の設置	1. 「相談窓口」の設置	
<p>情報をお問い合わせする主体は、利用者が実際に情報を入手する際に、円滑な情報入手を可能とし、不用なトラブルの発生を避けたためにも、予め公開に対応するための態勢を整備しておくことが必要である。具体的には、予め以下の場所に情報公開の『相談窓口』を設定し、スマーズに対応できる態勢を整備しておくことが必要である。</p> <p>行政：資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課、各地方経済産業局ガス事業課等 事業者：本社、各支社等</p> <p>なお、行政に寄せられた苦情、相談等については、その対応結果を含めて適宜整理して可能な範囲で公表することが必要である。</p>	<p>情報をお問い合わせする主体は、利用者が実際に情報を入手する際に、円滑な情報入手を可能とし、不用なトラブルの発生を避けたためにも、予め公開に対応するための態勢を整備しておくことが必要である。具体的には、予め以下の場所に情報公開の『相談窓口』を設定し、スマーズに対応できる態勢を整備しておくことが必要である。</p> <p>行政：資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課、各地方経済産業局ガス事業課等 事業者：本社、各支社等</p> <p>なお、行政に寄せられた苦情、相談等については、その対応結果を含めて適宜整理して可能な範囲で公表することが必要である。</p>	
2. 情報公開の方法に応じた対応	2. 情報公開の方法に応じた対応	
<p>情報をお問い合わせする主体は、それぞれの情報の内容に応じて以下の対応を取ることとする。（それぞれの情報の具体的な公開方法の例については、参考3「情報公開の方法一覧」参照）</p> <p>①通達等として公表される情報（例：一般ガス事業ガス料金算定期額）</p> <p>通達等に改正があった場合は、経済産業公報等により公表されますが、利用者がこうした情報を入手することが困難な場合は、行政がその窓口において求めに応じることとする。</p> <p>②積極的に公表する情報（例：経営効率化目標）</p> <p>通達等に定められた事項の公表はもとより、より多くの情報利用者が情報入手できるよう、同一の情報であっても、様々な媒体を通じて積極的な公表を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、通達等についてでは、経済産業公報による公表、それ以外のものについては、『相談窓口』における資料の配布、新聞・雑誌等のメディアを用いた発表、インターネットによる情報発信等が考えられる。</p>	<p>情報をお問い合わせする主体は、それぞれの情報の内容に応じて以下の対応を取ることとする。（それぞれの情報の具体的な公開方法の例については、参考3「情報公開の方法一覧」参照）</p> <p>①通達等として公表される情報（例：一般ガス事業ガス料金算定期額）</p> <p>通達等に改正があった場合は、経済産業公報等により公表されますが、利用者がこうした情報を入手することが困難な場合は、行政がその窓口において求めに応じることとする。</p> <p>②積極的に公表する情報（例：経営効率化目標）</p> <p>通達等に定められた事項の公表はもとより、より多くの情報利用者が情報入手できるよう、同一の情報であっても、様々な媒体を通じて積極的な公表を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、通達等についてでは、経済産業公報による公表、それ以外のものについては、『相談窓口』における資料の配布、新聞・雑誌等のメディアを用いた発表、インターネットによる情報発信等が考えられる。</p>	

新規事業における情報公開の方法一覧																										
	日	備考																								
(参考6)																										
企 業 者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の内容</th><th>情報名</th><th>情報公開の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①法令として公開される情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業法送供給料金算定期制 ・ガス事業法送供給料金支計算定期制 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・官報、法令集 (八手が困難な場合、行政への請求) </td></tr> <tr> <td>②積極的に公開する情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法等に基づく経済産業大臣の区分による検査基準 ・変更命令による検査基準 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報登録 「相談窓口」における資料配布 </td></tr> <tr> <td>③求めに応じて開示する情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則、ガス事業法送供給料金算定期制に基づいて、料金設定変更時に事業者から提出された資料等 (託送供給約款) </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別表 </td></tr> <tr> <td>④積極的に公開する情報</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち、法令上、公開の方法が明示される情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・各約款 (供給約款、運搬約款、託送供給約款) ・有価証券報告書「第1号事業者のみ」 ・貸借対照表 ・損益計算書、「商法特例法に規定する「大金出」のみ」 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> →ガス事業法に基づく方法 (公衆の見やすい箇所に掲示) →証券取引法に基づく方法 (公衆の範囲に限る) →商法に基づく方法 (公告) →証券特別法に基づく方法 (公告) </td></tr> <tr> <td>(託送供給約款)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の定める算定期間に即して算定期分の妥当性 ・原価(原資)算定期間設定の理由 ・原価(原資)算定期間を超えても料金設定を行わない理由 </td><td> <p>※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」での資料配付 ・新聞・雑誌等による発表 ・インターネットによる情報発信 ・パンフレットの配布 ・有価証券説明書 ・託送資産明細書 ・託送資産の定める算定期方法 ・その他事業者が適切と考へる方法 </td></tr> <tr> <td>⑤求めに応じて開示する情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ※有価証券報告書を作成している事業者は ・商法上の計算書類 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別対応 </td></tr> </tbody> </table>	情報の内容	情報名	情報公開の方法	①法令として公開される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業法送供給料金算定期制 ・ガス事業法送供給料金支計算定期制 	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、法令集 (八手が困難な場合、行政への請求) 	②積極的に公開する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法等に基づく経済産業大臣の区分による検査基準 ・変更命令による検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報登録 「相談窓口」における資料配布 	③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則、ガス事業法送供給料金算定期制に基づいて、料金設定変更時に事業者から提出された資料等 (託送供給約款) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別表 	④積極的に公開する情報			うち、法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各約款 (供給約款、運搬約款、託送供給約款) ・有価証券報告書「第1号事業者のみ」 ・貸借対照表 ・損益計算書、「商法特例法に規定する「大金出」のみ」 	<ul style="list-style-type: none"> →ガス事業法に基づく方法 (公衆の見やすい箇所に掲示) →証券取引法に基づく方法 (公衆の範囲に限る) →商法に基づく方法 (公告) →証券特別法に基づく方法 (公告) 	(託送供給約款)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の定める算定期間に即して算定期分の妥当性 ・原価(原資)算定期間設定の理由 ・原価(原資)算定期間を超えても料金設定を行わない理由 	<p>※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」での資料配付 ・新聞・雑誌等による発表 ・インターネットによる情報発信 ・パンフレットの配布 ・有価証券説明書 ・託送資産明細書 ・託送資産の定める算定期方法 ・その他事業者が適切と考へる方法 	⑤求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ※有価証券報告書を作成している事業者は ・商法上の計算書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別対応 	
情報の内容	情報名	情報公開の方法																								
①法令として公開される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則 ・ガス事業法送供給料金算定期制 ・ガス事業法送供給料金支計算定期制 	<ul style="list-style-type: none"> ・官報、法令集 (八手が困難な場合、行政への請求) 																								
②積極的に公開する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法等に基づく経済産業大臣の区分による検査基準 ・変更命令による検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報登録 「相談窓口」における資料配布 																								
③求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法施行規則、ガス事業法送供給料金算定期制に基づいて、料金設定変更時に事業者から提出された資料等 (託送供給約款) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別表 																								
④積極的に公開する情報																										
うち、法令上、公開の方法が明示される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各約款 (供給約款、運搬約款、託送供給約款) ・有価証券報告書「第1号事業者のみ」 ・貸借対照表 ・損益計算書、「商法特例法に規定する「大金出」のみ」 	<ul style="list-style-type: none"> →ガス事業法に基づく方法 (公衆の見やすい箇所に掲示) →証券取引法に基づく方法 (公衆の範囲に限る) →商法に基づく方法 (公告) →証券特別法に基づく方法 (公告) 																								
(託送供給約款)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の定める算定期間に即して算定期分の妥当性 ・原価(原資)算定期間設定の理由 ・原価(原資)算定期間を超えても料金設定を行わない理由 	<p>※個々の情報の性質や内容に応じて、以下のうち各事業者が最も適切と考える方法を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」での資料配付 ・新聞・雑誌等による発表 ・インターネットによる情報発信 ・パンフレットの配布 ・有価証券説明書 ・託送資産明細書 ・託送資産の定める算定期方法 ・その他事業者が適切と考へる方法 																								
⑤求めに応じて開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ※有価証券報告書を作成している事業者は ・商法上の計算書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」において、個別対応 																								